

入 札 心 得

(執行について)

- (1) 入札人は、入札公告、入札説明書、仕様書及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ、所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ、入札してください。
- (3) 入札人は、公告により指定した場所及び日時に入札書を提出してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とします。
- (5) 入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格有資格者を落札者とします。
- (6) 入札の立会には、入札人1人でもって立ち会ってください。
- (7) 執行中は、私語をつつしみ、又喫煙は御遠慮ください。
- (8) 入札書提出者は、入札書の提出期限に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
この場合においては、その旨を必要な事項を記入した辞退届を直接持参し又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）することにより申し出てください。
なお、正当な理由により入札を辞退した者については、辞退したことを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書について)

- (1) 入札書は、所定の入札書を使用し、入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入して、担当職員の指示により提出してください。なお、押印は朱肉でしてください。
- (2) 入札人は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (3) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、**金額の訂正は認めません**。
- (4) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。（例¥ 1 2 3、0 0 0）

(無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (7) 委任状を持参しない代理人が入札をしたとき。

- (8) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (9) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (10) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が1であるとき。
- (12) 入札参加申請書類について虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (13) 入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (14) 上記に掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反した入札をしたとき。

(その他)

落札者は、落札後5日以内に契約を締結するものとする。